

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3年11月1日(月) 午後1時30分から午後2時20分

2. 開催場所 宇和島市総合福祉センター4階大ホール

3. 出席委員 (44名)

会 長 9番 小清水 千明
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 赤松 俊雄 | 2番 | 赤松 利彦 |
| | | 4番 | 上田 一徳 |
| 5番 | 大島 博雅 | 6番 | 大塚 武司 |
| 7番 | 黒田 義人 | 8番 | 河野 順子 |
| 10番 | 末光 亨 | 11番 | 清家 儀三郎 |
| 12番 | 竹葉 邦政 | 13番 | 谷本 宏明 |
| 14番 | 玉木 邦英 | 15番 | 土居 喜三郎 |
| 16番 | 富永 文夫 | 18番 | 藤岡 功 |
| 19番 | 松本 武雄 | 20番 | 三好 春樹 |
| | | 22番 | 安並 繁行 |
| 23番 | 山口 一光 | | |
| 25番 | 渡邊 与志樹 | | |

最適化推進委員

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 赤松 利秋 | 2番 | 井上 和久 |
| 3番 | 氏原 邦弘 | 4番 | 梶原 茂夫 |
| 5番 | 河野 勇一郎 | 6番 | 佐々木 新仁 |
| 7番 | 滝澤 宇佐夫 | 8番 | 瀧水 朝男 |
| 9番 | 土居 和宏 | 10番 | 中尾 美千代 |
| 11番 | 中村 満永 | 12番 | 西村 守 |
| 13番 | 萩森 役義 | 14番 | 畠山 幸男 |
| 15番 | 平山 喜代重 | 16番 | 廣見 正信 |
| 17番 | 細川 一男 | 18番 | 宮口 卓士 |
| 19番 | 森 松実 | 20番 | 山本 豊紀 |
| 21番 | 吉見 一弥 | 22番 | 和田 恵子 |

4. 欠席委員 (3名)

農業委員 3番 今西 功尚 21番 薬師寺 悦子

最適化推進委員

23番 渡邊 鉄雄

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

4番 上田 一徳 5番 大島 博雅

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
 通知について
 報告第3号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に係る事業計画の照会に
 対する回答について
 報告第4号 諸証明について
 報告第5号 農地法第4・5条許可について
 (令和3年9月16日～令和3年10月15日までの事務局処理事案)

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
 議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積」の設定に
 ついて
 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市
 農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

| | | | |
|------|-------|---------|--------|
| 事務局長 | 庵崎 正幸 | 次長兼管理係長 | 今西 愛典 |
| 農地係長 | 濱田 英樹 | 主任 | 藤部 尚子 |
| 主査 | 中川 弘徳 | 事務補助 | 山本 真由実 |

7. 産業経済部職員

農林課長 和田 恵朗

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員22名、農地利用最適化推進委員22名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年11月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは始めに小清水会長より、ご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

改めましてこんにちは。大変お天気の良い中お集まり頂きましてありがとうございます。米農家の方々はですぬ収穫が終わりまして一安心という所ではないかと思ってお

りますが、いかんせん米価の方が安くて、この間の選挙もですね争点にもなりました。

農業対策をどうするか、米農家をどうするかという事が争点にもなりました。選挙の方も無事終わりました、お陰さまでという事はないのですが、長谷川議員が無事当選されました。これからも農業の方でも一生懸命地域の為に頑張ってもらいたいと言う事を願っております。

ご存知のように平成30年の西日本豪雨災害の折にはですね、この地に来ていただきまして色々な所の復旧、復興に携わっていただきました。一番には吉田町、三間町の仮設の浄水器。これの手配でですね東京都知事の方に掛け合ってもらっていただきまして、こちらと共に持って帰っていただいた。

また農地の方も線路を引いていただきまして、一番には前線で働いておりました市の職員、その職員達に非常に優しく接していただいて復旧、復興は早く進んだという事で非常に感謝している訳でございます。そういう経験を生かしていただきまして、これから何年間か分かりませんが、長い間活躍をしていただきたいと祈る所でございます。

ミカン農家の方につきましては、今が最盛期という事ではないかと思っておりますけれども、価格の方はまあまあ、味もまあまあと言う所なんです、いかんせん黒点病が出たり、風ずれが多かったりと言う事で製品率が非常に低いという事で、もともと高く売ってもらえないと百姓の方も食っていけないという風な状況でございます。おまけにまたこんなに温くなりましてカメムシの方もですね、また元気になってきました。非常に困っておる所でございますが、まあ収穫の方も頑張ってもらいたいという風に思っております。

それから先般、県の常設審議委員会がございまして、その折に国の方からのご報告という事ございました。

農用地利用活性化活動における目標の設定という事で、農業委員さんは年間180日この利用集積活動をせよという風な話が出たという事で、全国農業会議の方もそれは待てと、それはいけんよと、そんなに働ける訳がないでしょう。と反論をしたという話でございました。まあ今後この話しがどういう風に煮詰まっていくか分かりませんが、本業の農業を持っている農業委員さんでございまして、年間の半分をこの農業委員活動に当てるという事はとうてい無理な事でございます。その現場の声をちゃんと挙げていただけるという風にも感じております。

また農業関係予算も出まして概算要求額2兆6842億円という事で、昨年よりも16%増という状況でございます。農業委員会関係につきましてはですね、全農業委員にタブレットを持たそうという計画があるそうでございます、まず今年度は1100台だけでございますが、そのタブレットを配る計画、という事でございます。

タブレットで全部の農地を管理して、この農地は荒れているから誰か借りる人は居ないか、とそういう風な農地の利用計画に利用してくれというものだそうでございます。

また次世代型人材育成事業というものもございまして、これもだんだん難しくなっていくという風な状況でございます。

本日、別段の面積の検討もしていただく訳ではございますが、少しでも新規就農者を増やすように、また農業をやりやすい環境にという事で計画をしておりますので、また皆様方のご協力をお願いしたいという風に思っております。

本日も慎重な審議をお願いいたします。
欠席報告をお願いします。

《今西次長》

はい。今月は農業委員の今西委員、薬師寺委員、渡邊鉄雄委員が所要のため欠席でございます。以上です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に上田委員、大島委員を指名いたします。

まず報告第1号から第5号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(報告第1号から第5号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第5号までの報告がありました。
何かご質問等ないでしょうか。

《井上委員》

失礼いたします。4ページの報告第3号2番の〇〇〇〇が基地局を建てる報告になっているのですが、最近、5Gの関係で基地局を建てるのが多いのですが、2番の方が総合意見として適当と認められないとあるのですが、こういう判断をした場合は基地局が出来ないという事なのですか。

《今西次長》

はい。この案件につきましては農林課と協議をいたしております。その中で中山間対策事業とか多面的補助事業の受益地の農地でありまして、協議の結果、圃場整備内でもあることから適当と認められないと回答いたしております。その後、県の方に回答をしたのですが、県の方から〇〇〇〇さんの方にそういう回答が農業委員会の方から出たというのを連絡されて、△△△△さんと農林課の担当と協議をして他の候補地を探すという事で協議は整っております。以上でございます。

《井上委員》

はい。ありがとうございました。

《 会 長 》

他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《山本一也委員》

失礼します。69番について説明します。〇〇〇〇君と△△△△さんは〇〇〇〇であります。□□□□君は農業基盤強化を目指す熱心な人でございます。◇◇◇◇さんは将来当地に帰る事はございません。贈与による所有権移転の運びとなりました。

《平山委員》

70番です。〇〇〇〇君は新規農業をする予定で農地を探していた所、△△△△の方で作っている人が地元に戻るという事で、空いている園地がありましたので、そこを借り受けて農業を新規にやると頑張っております。

《吉見委員》

続きまして71番について説明いたします。譲渡人の〇〇〇〇さんは勤めておられて、畑の耕作を諦めかけていたのですが、丁度畑の近くに住まわれている△△△△さんが耕作を希望されまして、所有権移転の話がまとまりました。□□□□さんは後継者も居りまして真面目に農業をやっておられます。何ら問題ないと考えております。

《竹葉委員》

失礼します。72番、73番についてご説明申し上げます。

72番、〇〇〇〇さん、△△△△さんは親子関係です。今回、農業者年金受給に伴う申請でございますので何ら問題ないと思います。

続きまして73番、□□□□さんと◇◇◇◇さんは親戚関係になります。今回、〇〇〇〇さんが経営拡大のため借りたいという事で申請が出てきました。何ら問題ないと思います。

《井上委員》

失礼いたします。74番についてご説明申し上げます。経営拡大を図りたい〇〇〇〇

○さんが、△△△△さん始め□□□□家の方の樹園地を購入するという3条の所有権移転の事案です。土地の所在地が◇◇◇◇となっておりますが、これ飛び番地で位置的には○○○○の辺りです。外7筆の中には△△△△の土地が入っております。□□□□さんは79歳と高齢なのですが、農業委員を歴任されたり◇◇◇◇のミカン組合も2人しか組合員は居ないのですが組合員であったりという事で、娘婿さんが居られてまして、この方が後継者として営農をしていくという事で、やる気があるようでございまして何ら問題ないと思います。

《河野勇一郎委員》

75番について説明いたします。譲受ける○○○○さん、譲渡す△△△△さんは親戚関係での所有権移転という事になります。□□□□さんも熱心にミカン栽培に取り組んでおりますので何ら問題ないと思います。

《安並委員》

76番、○○○○さんは体が悪く耕作ができないという事で、現在はハウスだけが残っている状態で、そこで△△△△さんが後、野菜のキュウリを作りたいという事で、所有権移転となりました。□□□□さんは高齢でございしますが、長男の方、次女の方と共に農業をやっておられます。問題ないと思います。

《瀧水委員》

77番でございしますが、○○○○さんは△△△△に住んで居られるため耕作及び管理する事ができない事から、今回、□□□□さんに所有権を移転する事になります。◇◇◇◇さんは認定農業者で地区のリーダーとして農業を熱心に取り組んでおられます。所有権移転に対して何ら問題はございません。

《 会 長 》

只今、担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

ご意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われる農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《山口委員》

失礼します。農地法第4条の調査書のとおりになります。10月27日に会長始め現地調査を実施いたしました。農地法上も周辺の農地の利用状況、あるいは転用の適合を満たしておりますので別に問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員です。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《梶原委員》

失礼します。19番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんの土地を建設業を営んでいる△△△△さんが譲受けて事務所を移転しそこに併設して、自己住宅を建築する申請であります。この案件につきましては10月27日に会長始め関係者にて現地調査を行なっております。

この農地を転用する事によって周囲に被害はなく問題はないかと思えます。

《竹葉委員》

失礼します。20番についてご説明申し上げます。この案件につきましては、〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係であります。この度、□□□□さんが自己住宅を建設したいという事で、◇◇◇◇さんより借り受けをして建設するという運びになりました。

10月27日に会長始め事務局の皆さんと現地を確認に行って参りました。横は農地でまだ畑として機能しております。工事の際に土砂の流出、雨水の流出等のないようにくれぐれも気をつけて工事をするようお願いをしました。

排水については道路の側溝の方に流すという事で、水利組合の方にも了解は得ております。

《富永委員》

21番について説明します。これは前回の続きだと思っておりますが、今回、〇〇〇〇さんの方が申請をされた分ですが、農振除外と同じようにこの案件はもう決まっているものだと思いますので別段問題ないと思えます。

部落の方もこの件に関しましては納得をされている状態なので問題ないと思えます。後、△△△△さんの方なのですが、通路の方が前は宅地申請だったのが、今回、農地と分かり申請されています。別に問題はないと思えます。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

《井上委員》

はい。すいませんコロナの関係で総会に来ていなかったりして、私が聞いていないだけかもしれないのですが、21番なんですけど第1種農地となっております、農業振興地域に入っていると思うのですが、これは除外はされているのですか。

《濱田係長》

農振農用地の除外はしている所でございます。

《井上委員》

すいません。私が聞き漏らしてました。

《 会 長 》

他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員です。

よって議案第3号は原案とおりに承認することと決定いたします。

続いて議案第4号農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積」の設定について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

この案件につきまして、和田課長より補足をいたします。

《和田課長》

この案件ですが、先月ご審議を諮っていただいたのですが。農林課としましては、特に最近新規就農の方がちよくちよく来るのですが、中々面積確保に往生している所があります。

従来5反というのは中々これハードルが高くて、少しでも下げてもらって3反だったら大分違うと思うんですよ。という事でかなり期待をしておりますのでよろしく願いします。

《 会 長 》

今、50アールで別段の面積を設定しているのは八幡浜市と宇和島市のみで、後の地区は全部下げておりますので、それを参考にですね一応面積を設定させていただきました。

これより審議をいたします。ご意見はございませんか。

《黒田委員》

農地法3条を審議して賛成したのですが書き方が分かりづらいのですが、2項第5号下限面積、これは現状が50アールで、そしたら4000平米ならいけないのですか。

4000平米位なら、この書き方が良く分からないのですが。2項第5号という事で下限面積を超えるという判断の理由の元に該当しないという判断をしたという書き方で、3条調査書、別添で先程審議は終わっているのですが、私は賛成に手を挙げたのですが、ちょっと書き方が、表現の仕方がちょっと分かりにくかったのですが、現状は50アールが下限面積、そしたら50アール未満だったら現状は駄目だという事ですか。

《 会 長 》

現状はそうです。

《黒田委員》

そしたらここでいう農地法3条調査書別添の中でですね、宇和島市と旧3市で6点地あるので第5号という下限面積を超えるという事に該当しないと判断してあるのですが、中には5000㎡未満はそれはどうなのですか。

《今西次長》

はい。この調査書は言われるとおりに分かりにくいと思います。これですね下限面積の段、下から3段目、第2条第5号下限面積ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は該当地区の下限面積を超える。超える場合は当然許可になります。超えない場合は下限面積に該当しないという事で不許可になります。この該当するとなったら許可してはならないという書き方なのでちょっと意味が伝わりにくいかなと思いますが、これについてはしないって書いてある分が下限面積を超えているので許可をする。という考え方をしていただけたらと思います。

他の部分についても全部該当しないとなっているのですが、これが一つでも該当するとなると許可ができないという事になりますので、そういう形で見ただけだとと思います。

《黒田委員》

分かりづらい。

《今西次長》

分かりづらいのですが、しない場合は下限面積を超えているので、許可するという標記になりますので、そこはご理解いただけたらと思います。

《黒田委員》

下限面積を超えるという事は、下限面積が少なくなるという事ですか。

《今西次長》

69番の〇〇〇〇さんを私は見てるんですけど、下限面積を超える場合は許可になります。該当する場合は下限面積を超えたら許可をする、超えなければ許可ができません。

許可できるという事は該当しない。不許可の理由に該当しないっていう形で読み変えていただけたらと思います。

《黒田委員》

下限面積はこれって。

《今西次長》

今までの議案については、基本宇和島市は50アール越えなければ許可してはならないとありますので、全案件50アール下限面積を超えた分を許可してあります。

今回の議案の第4号については、その50アールを30アールに下げたいという議案の提出でございます。

現状の50アールの面積分について基本30アールにしますと、その下の旧戸島村、旧日振島村、旧蔭渕村は20アールで津島町北灘村、旧下灘村は現状40アールなのですが、そこを20アールにするという形になります。

《黒田委員》

分かりました。

《 会 長 》

他にございませんか。

《山口委員》

はい。私どもの地区では、よその地域から移住して住宅を買って来ている方が居られるんですよ、何軒か。例えば住宅でいったら俗にいうあさじりというのがありますよね。畑は1アールやったり2アールやったりするんですけども、畑は移住してきた方は所有する事が出来ないようなんですよ。畑は住宅についている農地なので何とかしてあげたら良いかなと思っているんですよ。農業するために移住した訳ではなくて、まあ家が良かったり、少しは農業がしたいという方もおるんですけど、その家には1アールか2アール位のあさじりが付いてくるんですよ。いつも家の前に畑がありますが、農地を取得する事が出来ない訳なんですよ。何度も言った事があるのですが、私はこれを何とかしてあげたら良いかなと思うのですが、どうにもなりませんか。

《今西次長》

はい。移住の関係で度々意見を頂いて前に向いてない状態なんですけど、貸家バンクの関係も出てきますので、今後、担当課と協議をしたいと思います。

《 会 長 》

それでよろしいですか。

《山口委員》

仕方ないわいね。

《 会 長 》

他にございませんか。

《土居喜三郎委員》

愛媛県は大分面積を下げているようですが、全国的にはどうなのですか。これでもし全国的に下げるなら元々の法律を下げる方法はないんですか。その辺を教えてもらったら。

《 会 長 》

この別段の面積につきましては、それぞれの農業委員会で、その土地の農業によって各農業委員会で設定する事が出来るとありますので、あくまでも法律が古いので50アールにしてありますが、それは農業委員会でこの様に決定出来るという事でありますので別段問題ないという風に考えています。

《土居喜三郎委員》

問題有る無しではなくて全国的にどういう風な状況になっているのか。

《 会 長 》

当然、北海道みたいに農地が山程有る所は下げる必要はなく、元々2ヘクタールで下げる必要は無いという事にもなります。で、中山間地域、特に中四国につきましては非常に傾斜のある農地ですので、このような形で下げても良いという事になります。

全国一律に法律は50aとありますけれども、それは地区地区によって変える事が出来るような法律ですので、全国的な事は国家議員の先生に言わないといけないのですが、変える事が出来るので愛媛県の場合は、特にこのような急峻な農地が多いという事で下げているという状況です。

《土居喜三郎委員》

全国的にはそういう動きは無いという事ですか。

《 会 長 》

動きはあると思います。特に中国・四国。まあ東北の方にしてもですね水田が多いのでこのような急傾斜、山で農業をするという事は無いです。向こうの方は雪が降りますので冬になったら全然仕事が出来ませんので面積を下げてまで農家をやるというのは法律的にも合わない。という事で、中心は中国四国、近畿圏位までですね、法律

を変えてくる所が多いのは。

《土居喜三郎委員》

先月に提出されていきなり今月、結構な決定という事ですよ。

《 会 長 》

前回資料はお渡ししておりますので、特にこれまで狭かった島の分、津島の分につきましては担当委員さんに構わんのかというご相談をしております。

《土居喜三郎委員》

50アールというのは昔から聞いた話で作業の時に、こういう動きが有るという事は皆さんにはお伝えしたのですが、農業委員これだけで個人の意見というかそれで決定して良いものかどうかというのは非常に不安な所はあるのですが。

《 会 長 》

先程も言いましたように、新規就農者が就農しやすい環境を作るという事が一番の目的です。30アールになると増えるのかというと中々増えないのかなと、まあ品種にもよりますけれども。

その中の状況でやっぱり、まず今次世代型で150万円も有りますし、そういう風にしてまず農業に入ってくる。次にステップアップして30を40にする、40を50にする。まあ1町にするという風な段階を踏んでいただく。まず窓口を広くするという事で面積を下げさせて頂こうという事でございます。

《土居喜三郎委員》

もうちょっと時間をかけて、農業委員だけですよね。大丈夫かなって感じはするのですが。

《 会 長 》

新規就農をしたいという話もきていますんで。

《土居喜三郎委員》

分かりました。

《 会 長 》

他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第4号農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積」の設定について、承

認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員です。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第5号議案書をもとに朗読、説明)

議案第5号の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《大塚委員》

131番、132番、〇〇〇〇さん、いずれも更新で何ら問題ありません。

《氏原委員》

133番、134番について説明いたします。〇〇〇〇さんは△△△△さん、□□□□さんの田んぼを耕作しておりますが、引き続き耕作するようになりました。

◇◇◇◇さんは熱心に農業をされており何ら問題ありません。

《富永委員》

135番、136番、137番、138番について説明します。

〇〇〇〇さんから電話がありました。耕作依頼の件で△△△△さんの方に依頼をされました。理由は高齢のため、□□□□さんはまだまだ元気に作られているので更新でございますし問題はないと思います。

136番、◇◇◇◇の分ですが〇〇〇〇さんより連絡がありました。これも高齢のための耕作依頼だったのですが、更新のため問題ないと思います。

137番、△△△△さんの分ですが、以前は□□□□さんが作られていたのですが、お亡くなりになられて新規に◇◇◇◇さんが耕作されるようになりました。賃貸借権設定です。

138番、この件も〇〇〇〇さんが亡くなった為に耕作依頼をされたものです。新規なんですけど△△△△さんは熱心に耕作されており別段問題はございません。

《土居和宏委員》

失礼します。139番、140番、141番について説明させていただきます。

139番、利用権設定を受ける〇〇〇〇さんですけれども、就農されて大変熱心に意欲的に頑張っておられる方で、今後も貸借していこうかなと思っております。

利用権を設定する方なのですが、△△△△さんがお亡くなりになりましてそれで□□□□さんから耕作依頼がかかったという事で、新規でございます。

140番、同じ◇◇◇◇さんが利用権設定を受けるのですが、利用権を設定する人は〇〇〇〇さんなんですけれども、この方は、以前は別の方に耕作を依頼されておりましたが、規模縮小というか場所まで遠いという事で△△△△さんの方に依頼をされたという新規でございます。

141番、利用権設定を受ける方は同じ□□□□さんです。利用権設定する方は◇◇◇◇さん、この方はお亡くなりになられた〇〇〇〇さんのご親戚で、△△△△さんが作っていた所を□□□□さんが耕作をするというような事で新規になっております。大変熱心に丁寧に農作業をしている方でございますので何ら問題ないと思えます。

《上田委員》

142番、143番について説明させていただきます。〇〇〇〇さん熱心な農業後継者でございますので樹園地を借りてという事でございますので何ら問題ないと思えます。

144番、△△△△さんが□□□□さんから借り受けるという事で、家も近所で親しい間柄で問題ないと思えます。

《小清水委員》

145番について説明をいたします。〇〇〇〇さんは△△△△で会社員をされておられます。家が隣でありまして、園地も隣であります□□□□さんの方に今までも園地を貸しておりました。継続でございます。契約期間20年となっております。自宅の方は認知症のお母さんしか居ないという事で、農業をやれる状況ではないという事で、長期で◇◇◇◇さんに貸し出すという事でございます。何ら問題はないと思えます。

《細川委員》

失礼いたします。146番、147番の説明ですが、146番の〇〇〇〇さんが更新手続きに行ったら契約期間が切れているという事で、新規にやり直さないといけなという事で新規で契約するようになりました。借地する事については別段問題はないと思えます。

△△△△さんの分は更新ですので何ら問題ないと思えます。

《清家委員》

失礼します。148番です。〇〇〇〇さんが亡くなられたため、相続人である△△△△君が□□□□君という方に今までどおり作って欲しいという事で、再度更新になりました。問題ないと思えます。

《渡邊与志樹委員》

149番から151番について説明いたします。すべて更新であります。設定を受ける〇〇〇〇株式会社が△△△△さん、□□□□さん、◇◇◇◇さん、の農地を5年間借り受け今までどおり耕作するという事で問題は有りません。

《中村委員》

152番、153番について説明します。新規となっておりますが契約期間が終わったので新規となっているだけで更新と変わりません。問題ないと思います。

154番と155番について説明します。今までは代表の〇〇〇〇さんと個人で契約をしていましたが、農業法人を立ち上げたので会社との契約になりました。新規となっておりますが更新と同じです。

155番の清家さんは、△△△△さんの叔母さんに当たるので20年の契約にしたそうです。問題ないと思います。

《 会 長 》

只今、担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

ご意見がないようですので採決をいたします。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で令和3年11月定例総会の議案を終了いたします。